

セーフティネット融資
あんしん借換資金（セーフティネット枠）要綱

1 目的

この融資制度は、不況の長期化等により、中小企業者等の経営環境が更に悪化することが懸念されるため、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）に基づく経営安定関連特別保証制度を活用し、中小企業者等が安心して経営を継続できるよう、資金繰りの改善を図ることを目的とする。

2 融資対象資金

- （１）運転資金
- （２）設備資金

3 融資対象

京都市内で継続して 6 箇月以上（小規模企業者（常時使用する従業員の数が 20 人以下（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）の場合は、5 人以下））及び事業協同小組合、その事業に従事する組合員数が 20 人以下の企業組合又は常時使用する従業員の数が 20 人以下の協業組合が無担保無保証人を利用する場合は、1 年以上）同一事業を営む中小企業者並びに中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等で京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となり、次のすべての要件を満たすもの。

- （１）中小企業信用保険法第 2 条第 5 項（以下「法第 2 条第 5 項」という。）の特定中小企業者として認定を受けたもの。
- （２）本制度の活用により、安定的経営が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分あるもの。

4 融資条件

（１）融資限度額

ア 有担保の場合	2 億円以内
イ 無担保の場合	8, 0 0 0 万円以内
ウ 無担保無保証人の場合	2, 0 0 0 万円以内

ただし、保証協会の経営安定関連特別保証の保証利用可能額（別枠）の範囲内とし、ウについては、保証協会すべての経営安定関連特別保証付融資残高を含み 2, 0 0 0 万円の範囲内とする。

（２）融資利率 年 1. 2 %（固定金利）とする。

なお、借換の場合は、年 1. 8 %（固定金利）とする。

ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。

- (3) 融資期間 10年以内
ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。
- (4) 返済方法 原則として元金均等月賦返済
ただし、必要により2年以内の据置期間を認める。
なお、融資期間が1年以内の場合は、一括返済を認める。
- (5) 保証人・担保 保証協会の保証付
保証人は必要に応じて徴求することとする。ただし、法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は原則徴求しない。
担保は必要に応じて徴求することとする。
なお、無担保無保証人については、原則として法人代表者(小規模組合の場合は代表理事)の連帯保証人も不要とし、無担保扱いとする。

5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 福邦銀行 池田泉州銀行
京都信用金庫 京都中央信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合
三菱UFJ銀行 みずほ銀行 商工組合中央金庫

6 融資の手続き

- (1) 相談・受付
本制度による融資の相談及び受付は、取扱金融機関の本・支店とする。
ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、本制度の内容、申込資格、手続等を説明する。
- (2) 提出書類
融資の申込をしようとするものは、融資申込書(取扱金融機関所定)に次の書類を添えて5の受付機関に提出しなければならない。
- ア 信用保証委託申込書(保証協会所定)
 - イ 試算表等
 - ウ 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し
 - エ 市民税の納税証明書
 - オ 必要に応じ登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、定款の写し
 - カ 法第2条第5項の規定による特定中小企業者であることの認定書
 - キ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた書類

7 関係機関の事務処理

- (1) 取扱金融機関及び保証協会の相談受付及び事前照会等
取扱金融機関は、具体的な融資相談があった場合は、新規資金や既往借入金の内容等について申込人から聴取するとともに、事前に保証協会に既往借入金の保証の内容等について、確認を行う。

(2) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、融資の申込を受け付けたときは、提出書類の内容を審査し、必要により保証協会と協議し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

(3) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受け付けた保証依頼について保証の可否を審査し、必要により取扱金融機関と協議し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

(4) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

8 その他

(1) 本制度の利用にあたっては、市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないことを要件とする。

(2) 京都市は、関係機関に対し、本制度の実施状況等についての調査・照会をすることができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。

(3) 本制度の実施について必要な事項は、別に定める。

(4) 本制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前のあんしん借換融資制度要綱に基づき受け付けた融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和4年10月1日保証申込受付分から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。